

令和7年度 京都市立伏見板橋小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では教職員の指導力を高め、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の更なる充実をめざし本方針を策定するものとする。

(2) 基本理念

全ての子どもが社会の一員としての正しい規範意識を身につけるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの解決に向け、主体的に動けるように育む。いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、その背景をも踏まえた対応を迅速かつ的確に行う。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるということを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 伏見板橋小学校いじめ対策委員会

ア 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教員 学年主任
スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 各学年1名

イ 開催時期

○定例会議・・・第1月曜日（緊急対応の場合は、この限りではない）

ウ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有化
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止策、早期発見に向けての対策
- ・全児童に対して、いじめ対策委員の教職員の紹介（PTA総会、学級懇談会等での周知）
- ・教育相談の計画、実施
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・年間の取組についての評価
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習規律の徹底

イ 教職員による生徒指導の実践上の4つの視点

【自己存在感の感受】

児童が自己存在感を実感でき、さらに、自己肯定感、有用感を育むことができる配慮

【共感的な人間関係の育成】

児童が生活集団の中で、相互の多様性を認め、尊重し合う関係づくり

【自己決定の場の提供】

児童が授業場面などで、自分の意見や考えを自由に発表できる機会づくり

【安全・安心な風土の醸成】

児童が学級で安全かつ安心して学校生活を送れる風土づくり

ウ 「人権」を基盤とした学習活動

【総合的な学習及び社会科同和問題指導】

社会問題として依然として残っている「人権問題」を、1年生から6年生までテーマを決め「人権」について学習を進め矛盾や不合理に気づくとともに、「人権」について正しい認識を持つ。

【道徳科】

重点目標として「自分や人も大切にし、自律心をもって行動する」道徳的な認識実践力を育てる。

*総合的な学習及び社会科同和問題指導と特別の教科道徳の効果的な指導を行う。

エ 特別活動の活性化

○子どもの自主的、主体的な活動を通して、子ども同士の絆を強固なものにしていくの
で、いじめや規律に反する行為等は許されるものではないことを理解させるとともに、
規範意識を高める。

○集団活動、自主的な活動、実践的な活動であること

・学級会活動を中心とした話し合い活動の充実。

・児童が主体的に考え、実践できる機会や場を積極的・意図的に仕組む。

・活動後、達成感や充実感を感じ、次への意欲につなげていけるよう振り返りを行う。

(2) いじめの早期発見、積極的認知のための措置

ア 日常における児童の見逃しのない観察

教職員による観察及び児童からの訴え等の情報の共有化を対策委員会で行う。

イ いじめアンケート、クラスマネジメントシートによる実態把握

・いじめアンケートやクラスマネジメントシートによる実態把握と同時に、教育相談期間を
設け、全児童に教育相談を行う。

・クラスマネジメントシートからみえる学級経営についての研修を実施し、全体で分析、
個々の児童の状況を把握する。

(3) いじめが起こった時の措置及び組織的な対処

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今
後の対応等について検討する。その際、いじめの有無について、被害児童の支援や加害児童
への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者
への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取り組みを進
める。

○いじめやその疑いを把握した時の情報共有及び対応



イ いじめやその疑いを把握したときの対応

- いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの児童への関わりを把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- 誹謗中傷の発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 複数の教員で事実確認を行い、関わりを持った児童を把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

エ いじめ解消の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- いじめが解消したと捉えるのは、少なくとも3ヵ月間被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない場合をいう。
- いじめが解消に至っていない場合は、被害児童を守りきり安全、安心の確保を図る。
- いじめが解消に至るまで被害指導の支援を継続するため支援方法、情報共有を含めた教職員の役割分担を行う。

（4）教職員の資質向上にむけて

ア 校内研修の時期・内容等

- 4月、7月、11月、2月に生徒指導研修会を実施。
生徒指導研修を5回行う。4月「教職員の学校のきまりの共通理解」4月「学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」、7月「困りを抱えた児童への関わりについての研修」などを含む研修を実施。

4 保護者、地域、関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会や学校運営協議会の中で「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・ホームページでの取組の発信。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールサポーター（京都府警察）・所轄の警察署との連携を密にしておく。

(3) 非行防止教室の実施

スクールサポーター（京都府警察）と連携をし、『「いじめ」は犯罪』と厳しい姿勢で、学年に応じた授業を行うとともに、児童の状況に応じて随時実施する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、

① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

が、主なものである。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ① 事実関係を明確にする調査。
- ② 必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ③ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ④ 調査結果を踏まえた適切な処置。
- ⑤ 同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等

を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「早期発見・積極的に認知について」 「児童・保護者への広報について」 ・生徒指導研修会① 「生徒指導方針の共通理解」 「学校のきまりの共通理解」 ・生徒指導校内研修会② 「学級経営方針を踏まえた、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業式及び入学式 ・学年・学級開き ・全校朝会で「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生を迎える会 ・児童会「あいさつ運動」の強化 <p>【6年】修学旅行事前指導（班決め・係り活動の充実）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のいたはしにこにこアンケート、クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2~6年）* 児童理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いたはしにこにこアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の校長講話を受けて、各学年児童の実態に応じた中で、いじめの問題について各担任より話す。 ・たてわり活動の結団式。 ・部活動開校式でよりよい集団形成について話す。 <p>【1年】交通安全教室</p> <p>【5年】花背山の家事前指導（班決め・係り活動の充実）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート、いたはしにこにこアンケートの実施に向けて」 ・教育相談期間「にこにこ週間」の実施 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（2）仲間づくりに関する題材を使用して授業。 ・各学級人権目標の決定と共有。 ・なかよしタイム（たてわり活動） <p>【4年】自転車教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いたはしにこにこアンケートの実施、学年集約と共有① ・クラスマネジメントシートの実施①（4~6年）、学年集約と共有 ・各クラス教育相談期間（個別面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・地生連で中学校区共通認識 ・授業参観②
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「いたはしにこにこアンケートの結果」 ・生徒指導校内研修会③ 「4月~7月いじめ事案の経過」 「困りの抱えた児童への関わり方」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする。 ・なかよしタイム（たてわり活動） ・「夏休みのくらし」共通理解 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会

8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け児童会「あいさつ運動」 ・長期休業明けに子どもたちの様子を確認する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明け P T A 声かけ運動
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしタイム（たてわり活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A 企画委員会 ・御香宮ちびっこ相撲大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシート、いたはしにこにこアンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿の実運動会 ・なかよしタイム（たてわり活動） 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて ・生徒指導校内研修会④ 「授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・わくわくタイム（たてわり活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いたはしにこにこアンケートの実施、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C A サイクル」 ・生徒指導校内研修会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② P D C A サイクル」 ・教育相談期間「にこにこ週間」の実施 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権朝会・集会 ・なかよしタイム（たてわり活動） ・「冬休みのくらし」の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間（個別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 「いたはしにこにこアンケートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会「あいさつ運動」 ・人権に関わる授業参観・懇談会 		<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑥（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「気になる児童の変容」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしタイム（たてわり活動） <p>【6年】卒業遠足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会 ・授業参観⑤

3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C A サイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C A サイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしタイム（たてわり活動） ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会③の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明と評価③
---	--	---	--	--

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C A サイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート（いたはしにこにこアンケート）」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については定例の委員会以外にも、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。
関係機関とも連携し、問題解決に向けての取組を進める。

※ 「教育相談」では、教育相談期間（にこにこ週間）を設け、クラス担任が全児童と教育相談を行うことで、いじめの早期発見・積極的認知に努める。